

地裁委員会

第5回 釧路地方裁判所地方裁判所委員会議事概要

- 1 開催日時
平成16年11月17日(水)午後1時30分から午後3時
- 2 開催場所
釧路地方裁判所5階第1会議室
- 3 出席者等
 - (1) 出席委員
梅岡義幸(釧路市企画財政部) 酒井源樹(北海道教育大学教育学部釧路校)
佐藤正樹(釧路司法書士会) 平間育子(釧路女性団体協議会)
松実 寛(釧路消費者協会) 矢島 收(北海道新聞釧路支社)
今 重一(釧路弁護士会) 曾田正和(釧路地方検察庁)
河原俊也(釧路地方裁判所)
 - (2) 欠席委員
石井清行(北海道建築士事務所協会) 栗林定正(釧路青年会議所)
宮部理喜男(釧路市商店街振興組合連合会)
 - (3) 説明者
小池信行(所長) 片田信宏(判事) 早川 登(事務局長)
菊池優一(民事首席書記官) 福岡正美(刑事首席書記官)
小路法雄(事務局次長) 津幡恭行(事務局次長)
 - (4) 庶務
三上泰仁(総務課長) 安藤正樹(総務課長) 菅原 克(総務課課長補佐)
- 4 議事
 - (1) 新任委員の紹介
平成16年7月7日付けで新たに地裁委員に委嘱された矢島收氏(北海道新聞釧路支社報道部長)を委員長が紹介し、矢島委員が次のとおり挨拶をした。
「裁判所あるいは司法の問題については、素人ではございますが色々勉強させていただきながら御意見を述べさせていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。」
 - (2) 議題「裁判員制度広報の在り方」について
最初に河原委員長がマルチプロジェクターを利用して、裁判員裁判制度の概要説明があった。
その後、三上総務課長から、現状の裁判員裁判制度の広報活動についての説明があった。
 - (3) 意見交換等
裁判員裁判制度の円滑な導入、運営に資するための広報について、各委員から次のような意見が出された。
 - ・ 裁判所がもっと街に出て、公開講座や研修講師をより多くすることにより、裁判所をより身近に感じ、より親和感が生まれるようになって、裁判に対する関心がより強くなるので、裁判員制度についても興味を持ってもらえるようになるのではないかと。
 - ・ 職員一人一人が広報マンとして、挨拶の際などの機会に口にするとか、資料などにも

盛り込むことも効果的である。

- ・ 市民がもっと裁判に参加できるような広報活動をすべきで、模擬裁判などの市民参加型のものをもっと企画していく方法が良いと思う。
- ・ 裁判自体に興味を持ってもらうことが一番大事であり、それには、見てもらうことがよい。模擬裁判をして、お互い討議してもらったり、内容的にもおもしろいシナリオを作成するなど、興味をもってやってもらえるようなものを早く作成すべきだと思う。
- ・ ある程度のお金を使って、テレビに番組を定期的に流すとか、新聞や雑誌等にも広告を出すなども良い方法だと思う。
- ・ 街のイベント時に積極的に出向いて、ポスターやチラシ等を作成し、あらゆるところに貼ってもらったり、配ったり、常置してもらうこともそれなりの宣伝効果になるのではないか。
- ・ PRは、単発的にやるのではなく、しつこいぐらいに何度も何度も繰り返し行い、国民の意識の中に植え付けさせること（すり込み）が必要だと思う。
- ・ アンケートを駆使することにより、国民の意識を把握することもできるとともに啓発の意味もあるのではないか。
- ・ 裁判員制度そのものが分からないのであるから、裁判員になったら何をするのか、何をしなければならぬのか、そしてどういう事を準備しておく必要があるのか等々といった事を具体的に教える必要がある。「自分は何をすればいいのか」という疑問に答えられるような広報が重要だと思う。
- ・ 法曹三者が協力して同じ資料を持ち寄り、手分けして同じ広報をすることが必要だし、アニメーション等をふんだんに使うなど国民にとって分かりやすいものを作成、利用して、国民の不安となっているものを解消してやる必要がある。
- ・ 市の広報誌に小さくても継続的に載せることが大事であるし、裁判所が作成しているパンフレット等を連合町内会等を活用して、全戸に行き渡るようにしたらよいのではないか。
- ・ どの年齢層にも満遍なく広報することには限界があるので、これからの社会を担う学生向けの広報を考えてみるのはどうか。

その一つの方法として、インターネットの裁判所のサイト上に今日の河原委員長が説明されたようなものを画面を眺めているだけで理解できるような音声入りビデオクリップなどを利用できるようにすると効果は高い。インターネットはそれを見ようとする人がその気になって見るものであるので、若い人は必ず興味を持って見てくれるはずである。
- ・ 裁判ものの映画の試写会とかとセットにして講演やディスカッションなどをする企画であれば必ず人は集まると思う。
- ・ 裁判員制度がスタートした後、どうやってこの制度を定着させるかが問題であり、それには裁判員の経験を広く国民に共有してもらうことが一番の広報につながると思うが、それにはどうしても守秘義務が壁となっている。裁判員裁判の事を何も知らないうちにいくらPRしても定着されるものではないのでは、という疑問がある。
- ・ 守秘義務があるからというだけで裁判員として参加するのが嫌だと思っている人はそんなに多くはないのではないか。一般の公務員でさえも退職後も守秘義務が課せられているが、個々人の性格や職種にもよるであろうが、それ程重圧に感じている人は少ないと思う。

裁判員として参加したくないという最大の理由は、重大事件に関与すること自体であり、その刑を自分の責任で決めなければならないということに対する負担感の方が大きいからだと思う。

- ・ 守秘義務については、どこの範囲まで話していいかということについては、今後の制度の運用が始まる前までにガイドラインを早く示す必要があるだろう。抽象的、一般的な事柄につき話すことについては、おそらく構わないのではないかと。

やはり、守秘義務の守備範囲は、審議や評議の中での具体的事実であって、個人のプライバシーに直接ふれるような事柄等について話しをした場合だと思われる。どこまで話をしているかというような、かなり具体的な限界事例のようなものを示されるのではないかとと思われることから、今の段階であまり神経質に考える必要はないのではないかと。

(4) 所長挨拶

広報の有り様につき、貴重な意見を頂戴いたしました。誠にありがとうございました。司法制度改革の柱であるスローガンが「国民の視点を裁判に活かす」ということであり、これを最も端的に表し、かつ具体的に実現するのが、「裁判員裁判制度」であります。

これは刑事裁判の世界に直接入ってくるわけではありますが、それに止まらず民事や家事といった裁判所が担当する、他の事務の世界でも裁判所職員と国民の皆様との目線を同じくするという一つのきっかけにもなる大変大きな制度だと思っております。

今日はどういう視点から何をPRする必要があるのか、あるいは方法論をどうすればいいのかということなど、私どもが今まで気が付かなかった色々貴重な御意見を伺ったところでありますが、今後は、今日伺った御意見を取り入れ、今後の広報の有り様に努めていきたいと思っております。これらを実現するための広報予算がどれだけ使えるかは残念ながらまだ分かりませんので、まずは意気込みは大きく持ってやっていきたいと思っております。

5 次回日程等

平成17年6月23日(木)午後1時30分

(後日、6月17日(金)午後1時30分に変更となった。)

次回の議題については、幹事会により検討する。